

令和4年士幌町議会第2回定例会

1 議事日程 令和4年6月3日（金曜日）

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 報告第1号 令和3年度士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程番号7 報告第2号 株式会社ペリオレの経営状況の報告について

日程番号8 報告第3号 株式会社CherSの経営状況の報告について

日程番号9 議案第1号 士幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について

日程番号10 議案第2号 士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例案について

日程番号11 議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程番号12 議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程番号13 議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程番号14 議案第6号 辺地総合整備計画の策定について

日程番号15 議案第7号 辺地総合整備計画の策定について

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務企画課長	西野 孝典
会計管理者	三野宮智恵子	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者
 参事 川口 久 教育課長 小野寺 務
 給食センター所長 加納 正信 高校事務長 木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
 事務局長 若原 裕

8 職務のため出席した者
 事務局長 佐藤 慶岩 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過 (午前10時00分)

	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、令和4年第2回土幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
1		<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、矢坂賢哉議員及び1番、加藤宏一議員を指名します。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る5月30日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月8日までの6日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から6月8日までの6日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。 次に、十勝圏複合事務組合会議等に関する報告及びとかち広域消防事務組合会議等に関する報告は、お手元に配付のとおりです。 なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置しておりますので、随時閲覧願います。</p>
3	高木町長	<p>これで諸般の報告を終わります。 日程第3、行政報告、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。 本日ここに、第2回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各</p>

位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まずはじめに、5月12日に開催されました第5回臨時会において、令和4年度の政策予算に対して可決・決定を賜り感謝申し上げます。今後、「チームしほろ“農村ユートピア”2世紀へ」の実現に向けて町政を推進してまいりたいと存じますので、議員各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、3月の定例町議会以降の町政の経過について、ご報告申し上げます。

はじめに、4月1日及び2日付けで人事異動を行い、新しい執行体制を整えましたので報告申し上げます。

今回の発令は、職員の退職補充及び昇任並びに定期異動であり、その内訳（行政委員会含む）は、新規採用で任期付職員1人、一般職6人、保育士2人、介護士1人、医師1人、看護師2人の計13人、昇任及び異動では課長職6人、主幹8人、担当主査11人、一般職12人の計37人です。このほか、派遣として昨年度に引き続き北海道へ1人を研修派遣しております。

地域おこし協力隊についてであります。4月1日付けで新たに1人着任し、また、1人の隊員が5月末で3年間の任期満了となり、現在は合計3人でふるさと納税、観光、特産品開発・販売支援の業務でそれぞれ活動しております。

次に、令和3年度の各会計の決算状況ですが、最終の補正予算（専決処分）を経て、5月31日に出納閉鎖されました。病院事業会計を除く6特別会計は、何れも翌年度の補正財源としての所要額を確保して決算しております。

このうち一般会計では、翌年度への繰越明許費相当分を差引きし、約2億7,000万円を翌年度繰越財源として確保することが出来ました。

今後も、効果的な予算執行と健全な財政運営に努めて参ります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。北海道内においても、感染力が強いとされている変異型への置き換わりが進み、北海道が公表している感染者数によると、十勝管内でも、4月10日以降、1週間の感染者数が5週連続で1,000人を超え、町内でも2月27日から5月21日（12週）にかけて209人（1週間あたり17.4人）と感染が拡大しております。町内施設でも多くの方が感染し、保育施設及び学校における学年やクラス単位での休止に加えて、役場庁舎をはじめとする町関係施設においても、職員の感染が複数確認され、町民の皆様には大変ご心配をお掛けしたところであります。

帯広保健所の業務もひっ迫し、4月26日から5月17日にかけて、本町の保健師を6日間派遣したところであります。町としても、このような状況に鑑み、受診可能な医療機関の情報提供、濃厚接触者の範

困や感染防止対策などの相談には、休日や夜間も対応しており、帯広保健所から感染者への支援物資が滞る場合には、衛生用品などの提供や、健康観察器具の貸し出しなどの対応も行っているところでありませす。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。5月23日現在、2回目接種は、対象者である5歳以上の5,744人のうち、5,022人（87.4%）、3回目接種は、対象者である12歳以上の4,939人のうち、4,291人（86.9%）が接種を終えております。現在も1・2回目の接種を希望する方には、随時、日程を調整して接種を継続しております。

4回目接種についてですが、国は、5月25日、対象者を60歳以上及び18歳以上の基礎疾患を有する方等とし、3回目接種から5か月後に接種できることを閣議決定しました。ワクチンの供給等、不確定要素もありますが、町としては、7月4日から高齢者等の方に接種を開始できるよう準備を進めております。案内は3回目と同じく、3回目接種完了が早い方から順次、接種日時を指定して送付させていただき、ワクチンはファイザー社製と武田・モデルナ社製を用い、1日の接種人数は最大200人を想定、接種会場は接種人数に応じて総合福祉センター又は国保病院とし、安全に留意しつつスムーズに接種できるよう万全を期して参ります。

なお、60歳未満の基礎疾患を有する方は、電話等での予約が必要となりますので、防災ラジオ等の町の広報媒体を通じて、周知をいたします。

次に、本年度に開催する町内のイベントについては、4月28日に、議会、農協、商工会、町民会議並びにしほろ7,000人のまつり実行委員会のそれぞれの代表者にお集まりいただき方針を協議し、その中で「令和4年度士幌町内イベント開催の基本的な考え方について」をとりまとめました。イベントを行う際には、この「基本的な考え方」に基づき主催者がそれぞれ判断をし、感染防止対策を講じてイベントの実施をすることを明記し、5月末発行の役場だより及びリニューアルしました町ホームページにも掲載し、町民の方々へも周知をしているところであります。

次に、新型コロナウイルスに係る国の経済対策としては、感染拡大により経済的な影響を受けた世帯への支援として、1世帯あたり10万円を給付する住民税非課税世帯への臨時特別給付金を受け付けており、3月2日に1回目の給付を開始し、5月25日現在、575世帯（5,750万円）に給付決定しており、辞退者を除きまだ、申請をしていない世帯に対しては、再度、申請を促しております。

町内事業者への経済支援である「事業復活応援支援金」、「第三者認証取得促進給付金」、「観光拠点施設雇用継続支援金」、「プレミア

ム商品券発行事業」並びに「飲食店専用クーポン券発行事業」については、出来る限り早期に効果的な支援策となるよう推進をして参りたいと存じます。

次に、開町100周年関連事業についてであります。100周年記念事業の一環としてリニューアル作業を行っていた町ホームページについては、3月29日に完成・公開し、今後は町民の皆様へさらにより良い情報を発信できるよう努めて参ります。

また、開町100周年記念誌「土幌のあゆみ 開町100年」については、3月末に電子版を町ホームページにおいて公開、5月に印刷が完了し発刊となりました。町民の皆様の共有財産となるよう4人の編集委員の方々と共に思いを込めて制作したところであります。

次に、北十勝4町における広域防災に係る相互応援協定についてであります。土幌町、音更町、上土幌町、鹿追町の広域防災協定を昨年度から検討し、4月26日に音更町役場において協定締結式が行われたところであります。本協定は、災害応急対策に従事する職員の派遣、必要な資機材の提供等について定め、4町の災害対策の強化と災害発生時の迅速な応急活動を実施することを目的としており、局地化する災害対応に対して、住民の安心・安全に寄与するものとなっております。

次に、道の駅ピア21しほろについてであります。令和3年度の来場者数は、前年度から1万3千人減少し、29万8千人（前年度31万1千人）となったものの、売上額は500万円増加し、2億500万円となりました。オープンから6年目を迎えた今回の大型連休期間中は、入場制限や営業時間の短縮は行わず、感染防止行動を徹底して対応したところであり、また、5月29日には「誕生祭」を3年ぶりに開催し、多くの人で賑わいを見せました。

これまで経験したことがない極めて厳しい状況が続きますが、指定管理者である土幌町商工会をはじめ、施設利用者のJ A土幌町、a t L O C A L、町内出品者などと連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、引き続き地域の活性化につながるよう取り組みを進めて参りたいと存じます。

次に、農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）については、衛生管理や換気・手指消毒の徹底などの万全な感染対策を行い、さらに施設の利用者数に制限を設け、研修者の受け入れを行いました。感染症拡大に伴い国や北海道が発出した緊急事態宣言を受け、施設は2度の一時閉館を余儀なくされ、また外出自粛要請により、研修利用者数はコロナ前の水準まで回復せず、令和3年度の利用者数は、延べ16グループ、52人（前年度18グループ、47人）にとどまりました。引き続き、施設利用者や職員の安全を最優先に考慮し、利用者のニーズを捉え、“身近”で“気軽”に利用でき、有意義な加工研修を提供す

る施設となるよう努めて参りたいと存じます。

今後においても、道の駅ピア21しほろや土幌高校、株式会社チアーズが連携をしながら、新しい“食”の創造、まち発信など一体的に取り組み、地域の発展を目指して参りたいと存じます。

次に、今年の農作物の作付け状況及び作況についてであります。5月15日現在における町農業振興対策本部のまとめた説明資料のとおり、春耕期はまとまった降雨がなく気温も高く推移したことから、平年より早い時期から馬鈴しょの植付やてん菜の播種・移植作業が始まり、その後の作業も順調に進んでおります。そのような中、4月27日の強風によりてん菜の一部圃場で風害が発生し、再播種・移植が行われました。

秋まき小麦については、比較的条件に恵まれ平年より気温も高く推移したことから、順調な生育状況となっております。

今後とも関係機関と連携のもと、豊穰の出来秋を迎えられるよう、適切な管理作業等の指導に万全を期すとともに、農作業事故防止の啓発に努めて参りたいと存じます。

次に、乳牛の生乳生産状況であります。昨年度の生乳生産実績は101,967トンを実現したところであります。世界的なコロナ禍の影響により需給バランスが崩れ飲用需要が低迷し、乳製品の在庫の増加により、下期には生乳生産の抑制、家畜の淘汰を講じる事態となりました。また、生乳販売高についても約98億円と昨年度よりも高い実績となりましたが、コロナ禍の影響に伴う加工仕向や出口対策により、乳価は下落する結果となったところです。生乳生産の抑制や飼料・原油価格の高騰など経営環境は厳しい状況が続きますが、関係機関と連携し、課題解決に向けた取組が必要となるところであります。

粗飼料関係では、デントコーンの播種作業は天候にも恵まれ平年よりも早く終了し、牧草についても生育は順調に進んでいる状況であります。

今月中旬には1番草の収穫作業が始まる予定であり、今年も良質な粗飼料の収穫が期待されるところであります。

次に、肉牛情勢であります。昨年度、土幌町肉牛振興会が50周年を迎え、記念事業としてロゴマークが更新されました。今後、より一層の付加価値事業の発展が期待されるところであります。肉牛経営においては、現地価格の高騰により外国産牛肉の輸入量が前年を下回っている影響で一部の品種は堅調に推移しておりますが、飼料価格の高止まりや敷料不足等による生産費の高騰が影響し、極めて厳しい状況であります。

次に、国際貿易交渉についてであります。

T P P以降、次々に締結された日欧E P Aや日米貿易協定、また、今年1月1日にはR C E P（地域的な包括的経済連携協定）が発効し、

政府は国内農業に特段の影響はないと見ていますが、これらの協定に対する国の対応に注視していく必要があります。

国内では、4月22日に農業における環境負荷の低減を目指す「みどりの食料システム戦略」を推進するための新法が可決、成立しました。農産物の生産から消費までの各段階で環境負荷の低減が進むよう、生産者や食品事業者、消費者の理解を深め、今まで以上に連携を強めることを規定しております。

「安心・安全な農畜産物」を供給していくことが本町農業の責務であることに変わりはなく、今後とも、農業振興対策本部を中心として、必要な施策の検討・要請を行いながら、生産者や関係機関の皆様と一丸となり、生産基盤の強化・安定を図っていく所存であります。

次に、国道241号の整備要望についてですが、北十勝4町国道整備促進期成会において、冬期通行の安全確保対策と併せて、27号から上士幌町界までの道路交通安全対策を要望しております。このうち防雪柵につきましては年次的に実施されているところですが、本年度においては、士幌町内での実施は予定されておられません。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区（士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」のうち、本年度の実勝排水路700mの工事をもって事業完了の予定であります。この国営かんがい排水事業により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、新規地区採択に向け強力に要請して参りたいと存じます。

次に、建設事業の執行状況について申し上げます。

土木関係では、川西28号線道路舗装工事を含む5件を発注したところであります。今後も、補助事業の発注を含め適期に工事が出来るよう努めて参りますとともに、町の単独工事につきましても、地域からの要望を踏まえ進めて参りたいと存じます。

土地改良関係では、道営畑総事業4地区の圃場整備と士幌川西・東南地区及び士幌北部第2地区の調査計画を実施する予定です。

これら道営事業のうち、繰越明許費で予算措置されている一部は、既に工事が発注されており、未発注の工事についても逐次発注される計画となっております。また、町が実施します団体営事業では、士幌南地区農地耕作条件改善事業明渠排水整備工事の実施を予定しております。

建築関係では、公営住宅若葉団地新築工事（建築主体）を含む12件、水道・下水道関係では、士幌終末処理場流量調整設備工事（機械・電気）を含む5件を発注しております。

なお、公営住宅若葉団地新築工事（建築主体）、公営住宅中士幌団地新築工事（建築主体）、国保病院ボイラー等設備改修工事に係る工

事請負契約 3 件につきましては、今定例会に追加議案を上程する予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和 3 年度のふるさと寄附の状況についてですが、寄附件数全体では 33,168 件、総額 4 億 5,679 万円となったところであり、このうち感謝特典事業への申込件数は 33,123 件（前年 20,939 件）、寄附額 3 億 9,903 万円（前年 2 億 6,757 万円）に上り前年比 49.1% の増加となりました。全国の皆様からの応援をいただきましたことにあらためて感謝申し上げるとともに、令和 4 年度以降も地場産品の振興につながる取り組みとして積極的に推進し、更なる地域好循環を目指して参ります。

次に、行事関係についてであります。新型コロナの発生状況により中止にしていた駐在員会議と春季町づくり懇談会を 3 年ぶりに開催し、地域の皆さまからのご意見・ご要望を伺いました。今後も多様なニーズや課題を明らかにしながら積極的な町づくりを推進して参りたいと存じます。

次に、保健事業では、「北海道スタイル」や町の運用基準に基づいた感染症対策を講じて、例年どおり法定健診に定められている乳幼児健診や予防接種及び個別相談、母子の集団教室、介護予防事業のまる元運動教室などを継続して実施しております。社会福祉協議会が実施している高齢者のサロンなどは、2 月に感染が拡大したことにより一旦中止しましたが、その後、感染が縮小したことから 4 月から一部の地域を除き再開しており、高齢者の外出の機会を支援いただいております。

次に、国民健康保険病院の令和 3 年度の決算状況についてご報告申し上げます。

まず患者数ですが、令和 2 年度と比較し、入院で 161 人、1.2% 増の 13,460 人、病床利用率は 0.9% 増の 73.8%、外来では 1,876 人、9.1% 減の 18,766 人となったところであります。

収支決算額では、他会計の負担金を含む病院事業収益が令和 2 年度と比較し、118 万円、0.1% 減の 8 億 2,966 万円となりました。

一方、病院事業費用は令和 2 年度と比較し、3,172 万円、3.8% 増の 8 億 7,438 万円となっております。

主な要因としましては、給与費で 1,649 万円の増によるものであります。

病院事業収益から病院事業費用を差し引いた収支不足額は、令和 2 年度と比較し、2,068 万円減の 3 億 9,473 万円となりました。

その結果、一般会計が負担する他会計負担金は、令和 2 年度と比較し 5,360 万円減の 3 億 5,000 万円となったところであります。

なお、詳細につきましては、「令和 3 年度決算状況」として説明資料を添付しておりますのでご参照願います。

令和3年度は、半年間の会計年度任用職員として常勤医師1名を新たに採用しましたが、病気療養中の医師もあり、3人体制でのスタートとなったため、引き続き、帯広協会病院総合診療科や社会医療法人即仁会北広島病院などからの非常勤医師の派遣、各医大・教室からの当直医師の応援などで、業務に支障がないよう対応してきました。

7月には竹下医師が着任しましたが、8月に病気療養中の医師の退職、9月末には任期満了により会計年度任用職員の医師の退職、2月には院長が退職したことから、常勤医師2名となったため、3月については午後外来を休診としたところであります。なお、この4月からは、新たに隅医師を診療部長として迎え常勤医師3人体制となっており、今後におきましても、医師の確保を図りながら、良質で適切な医療サービスの提供、経営改善に努め、町立病院が町内唯一の医療機関、福祉村の中核施設としての役割が果たせるよう、病院スタッフ共々努力をして参りますので、議員各位の一層のご指導とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今定例町議会に提出の案件は、土幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について1件、土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例1件、組合規約の変更3件、辺地総合整備計画の策定2件、補正予算1件のほか、報告は繰越明許費繰越計算書1件、経営状況報告2件となっております。追加議案として工事請負契約の締結3件を予定しております。

それぞれ詳細をご説明申し上げますので、充分ご審議の上、可決決定賜りますようお願いを申し上げ、行政報告に代えさせていただきます。

4 秋間議長 **日程第4、教育行政報告**、教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

土屋教育長 令和4年第2回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について、報告いたします。

前回の定例会での報告以降、町内の小・中・高校において、児童・生徒・教職員で74名の感染が確認されています。5月連休明け以降からの感染者数は減少傾向となっていますが、予断を許さない状況です。

教育委員会としましては、今後も継続して感染症対策を徹底するよう、学校と連携を図って参ります。

次に、義務教育関係について報告いたします。

本年度の小・中学校新入学児童生徒数は、全小学校が45名、中央中学校が54名で、前年度比、全小学校4名減、中央中学校2名減となり、その結果、全小学校児童数は287名、中央中学校生徒数は172名となりました。

全小学校の学級編制につきましては、普通学級は16学級、特別支援学級は15学級で新年度をスタートいたしました。

中学校の学級編制は、普通学級6学級、特別支援学級6学級となりました。

なお、町単独による少人数学級は、土幌小学校第1及び第2学年で編制をいたしました。

本年度の小・中学校教職員の人事異動につきましては、校長1名、教頭3名、教諭20名が4月1日付で発令され、本町に着任し、去る4月4日には教職員辞令伝達式を行いました。

各学校は、新たな体制の下で新年度を迎え、それぞれの学校教育目標や学校経営方針に基づいた教育が進められていますが、各校の特色や経営課題を踏まえ、児童生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育活動を進めて、本町の小・中学校教育の一層の充実を図りたいと考えます。

次に、都市交流事業について報告いたします。

土幌小学校及び中土幌小学校の児童交流事業としての美濃市・土幌町フレンドシップ交流事業は、双方の6年生児童が、それぞれの”まち”を訪問する事業として行ってきましたが、この2年間、コロナの感染拡大の影響から事業実施を見送ってきたところです。今年度は、美濃市教育委員会と協議を重ね、現在のところ実施する方向で検討しておりますが、今後は感染症の状況を注視し、慎重に計画を進めて参ります。

また、上居辺小学校が実施している千葉県鎌ヶ谷市児童との交流事業につきましても、本年度は実施する旨の報告を頂いているところであります。

次に、北海道士幌高等学校について報告いたします。

本年度の入学式は、4月8日に挙行されアグリビジネス科19名、フードシステム科9名、合計28名の新入生を迎え、全校生徒数は108名で前年度比25名の減となりました。

教員の人事異動では、教諭3名が着任し、新年度がスタートしたところでございます。

生徒は、自らの夢や想いを実現しようと授業はもとより、農業や食品加工に係る実習、農業クラブや部活動に取り組み着実に成果を上げております。また、授業のなかでは、食品衛生管理に関する北海道の基準である「北海道HACCP（ハサップ）」をはじめとした4つの外部団体認証について、今年度も継続取得することを目指し取り組んでいるところです。

来年度の入学生確保対策につきましては、土幌町中央中学校をはじめとする近隣中学校、在校生の出身中学校等への訪問、進路説明会を実施するほか、随時個別の高校見学を受け付け、授業・施設見学、学

校説明、進路相談等を行います。

さらに、授業や農業クラブ活動、各行事の様子等を新聞、雑誌、広報誌、学校ホームページ、フェイスブック等を通して広くPRするとともに、オープンスクールを夏休み中並びに9月に実施し、各種体験と併せ、本校の特色や各種支援制度などについて説明会を行う予定です。

これらを通して、本校の魅力ある教育内容について中学生、保護者等にPRし在校生の教育内容の充実はもとより新入生確保に繋がるよう努めてまいります。

次に、体罰実態調査の結果について報告いたします。

全国の小・中学校、高等学校で一斉に、児童生徒、保護者、教職員に対する調査が行われていますが、本町でも昨年12月から1月にかけて体罰の実態を把握する調査を行いました。

回答から体罰と疑われる事例はありませんでしたが、これからも、指導と体罰の違いをはっきりと認識し、暴力では子どもを適切に指導することはできないこと、体罰が教育の現場で行われることが決してないように指導してまいります。

次に、社会教育関係について報告いたします。

柏樹学級及び女性学級につきましては、新入生を募集しているところ です。

また、子ども交流センターで実施する放課後子ども教室につきましては、毎日多くの児童が放課後に多様な活動を行うため教室に参加しています。

次に、スポーツ関係では、冬季間閉鎖しておりました屋外の各施設を4月より順次利用を開始しており、屋外スポーツが盛んに繰り広げられています。

町民プールは、6月15日から9月10日までの開設を予定しており、開設期間中には、指定管理者である株式会社オカモトに感染防止対策を行いつつ運営を行っていただくことにしております。

また、平成28年5月から開始したフィットネス事業についても、機械器具の利用と簡単なエクササイズを行える内容で多くの町民に利用していただいております。昨年度の利用者はコロナ感染防止に伴う臨時休館や感染症防止対策のため利用定員の制限等により、3,515名で対前年度比21.6%減の利用率となったところであります。

次に、児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育については、町長から事務委任を受け平成28年度から教育委員会で実施しております。

小学校との連携を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供していくこととしております。

子ども交流センター内での土幌学童保育所を含め町内3箇所の学童

保育所の運営は、社会福祉法人温真会に委託しておりますが、6月1日現在の入所児童数は114名で昨年度同期より2名の増となっております。

次に、こども発達相談センターにつきましては、指定通所支援事業所に指定されてから7年目に入りました。

現在、指定通所支援事業所においては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業を行っており、6月1日現在で51名の幼児・児童・生徒がこのサービスを利用し、療育を受けています。また、この事業終了後において9名の児童・生徒の発達を支援しています。そのため、合計で60名となり、昨年度同期より3名の増となっております。

また、発達支援センター事業として保健福祉課と連携した乳幼児の育ちや発達の相談、認定こども園や保育所の巡回訪問などを通して、支援を要する子の早期発見・早期支援に努めているところですが、本年度においても、保健福祉課で実施している各種健診等において連携を図り、発達障害の疑いのある幼児の超早期の発見・支援を行っていきます。

さらに、相談支援体制の充実を図り、支援を要する子や、その家族への相談を行ってまいります。その中で、各種発達検査や知能検査を実施し、発達の確認と適切な支援方法の提案を保護者や所属所に対して情報を提供してまいります。

この施設を利用する幼児・児童・生徒が集団生活の場において、最少の支援で適応できるよう、保護者はもとより、各所属所、関係諸機関、北翔大学のスーパーバイザー等とも連携し、当センターでの相談・支援・療育の充実を図っていくこととしております。

次に、学校給食については、本年度も、小・中学校の入学式前に、士幌町立学校における食物アレルギー対応連絡協議会の連携部会・管理職部会等を開催し、学校における食物アレルギー対応の指針、学校におけるアレルギー対応マニュアルなどにより研修を行い、関係機関と連携のもと食物アレルギーの対応に万全を期すこととしております。

また、小・中学校に在籍する第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費の免除事業を実施しておりますが、本年度は41名の学校給食費を免除決定したところでございます。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

秋間議長

これで行政報告を終わります。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されますようお願いを申し上げます。

本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

亀野副町長 それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、ゼロカーボンシティ実現のため、土幌町ゼロカーボンシティ宣言を1件、それに伴う推進協議会の設置条例案が1件、組合格約の変更が3件、辺地総合整備計画が2件、補正予算が1件の合計8件の議案を提出させていただきます。このほか、繰越明許費繰越計算書1件、第三セクターの経営状況報告書2件を報告をさせていただきます。

議案第1号は、土幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について議会に議決を求めるものであります。議案第2号は、ゼロカーボンシティ実現のため、各関係機関と連携、協働し取組を進めるため、土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会の設置に関する条例案を制定するものでございます。議案第3号から第5号までは、組合格約の変更であります。北海道市町村総合事務組合格約、北海道市町村職員退職手当組合格約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてであります。いずれも加入団体の追加に伴う変更でございます。議案第6号は、辺地総合整備計画について議会に議決を求めるものであります。これは、上音更辺地に関わる総合整備計画が令和3年度で終了したため、新たに新田、西上、中音更辺地として5か年計画を策定するものでございます。議案第7号は、議案第6号同様辺地総合整備計画について議会に議決を求めるもので、下居辺地に関わる総合整備計画につきまして新たに区域を拡大し、上居辺、佐倉の一部と下居辺地を含め5か年計画を策定するものであります。議案第8号は、一般会計補正予算であります。なお、追加議案として工事請負契約の3件を提出する予定であります。

議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

5 秋間議長 [日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」](#)を行います。

職員に朗読させます。

猪狩総務係長 監報告第1号。

土幌町長、高木康弘様。土幌町議会議長、秋間紘一様。

土幌町代表監査委員、佐藤宣光。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

令和3年度2月分、令和4年3月18日、令和3年度3月分、令和4年4月20日、令和3年度4月分、令和4年5月19日、令和4年度4月分、令和4年5月19日、いずれも佐藤、河口監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検

		<p>査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p> <p>代表監査委員の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p>
6	<p>秋間議長 佐藤代表 監査委員 秋間議長</p> <p>西野総務 企画課長</p>	<p>これで例月出納検査報告を終わります。</p> <p>日程第6、報告第1号「令和3年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を行います。</p> <p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>報告第1号 令和3年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について。</p> <p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度土幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおりご報告いたします。</p> <p>この件につきましては、本年3月に開催の第1回定例町議会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業内容についてご報告するものでございます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、次のページの繰越計算書を御覧願います。光ファイバー整備や一部事務組合の負担金並びに国の補正予算等を活用し、実施する事業のうち、令和3年度内に完了することが困難な事業等について繰越したもので、2款1項、光ファイバー整備工事負担金から一番下に記載の6款1項、道営土地改良事業負担金まで全10事業を合わせまして6億2,343万6,000円を令和4年度へ繰り越し、事業を実施するものでございます。</p> <p>財源の内訳につきましては、特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりでございます。</p> <p>以上で報告といたします。</p>
	<p>秋間議長</p>	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
7	<p>秋間議長</p> <p>藤内産業</p>	<p>以上で令和3年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。</p> <p>日程第7、報告第2号「株式会社ベリオーレの経営状況の報告について」の報告を行います。</p> <p>朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、藤内よりご説明します。</p>

振興課長

令和3年度の株式会社ベリオレの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告します。

経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名簿並びに株主名簿は、記載のとおりです。

次に、2ページの第21期事業報告ですが、当期は4月下旬のゴールデンウィーク前から3回目の緊急事態宣言、東京オリンピック後の4回目の緊急事態宣言など9月末までに感染拡大に伴う緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発生・適用され、サービス業を中心に個人消費が低迷し、観光業界においても10月に緊急事態宣言が全国で解除されましたが、オミクロン株の感染拡大もあり、需要回復は限定的なものでした。しほろ温泉プラザ緑風においては、開業20周年となる節目の年となり、感染拡大防止に努め、温泉無料開放、お得に地元特産品のしほろ牛を前面に出したメニューの開発、PRに努め、町民279人を含む累計1,347人に利用いただき、またコロナ禍の牛乳消費低迷に際し酪農家への応援とお客様還元を兼ねてジョッキ牛乳1杯100円としたキャンペーンを行い、累計1,158杯の消費となりました。

このような中、北海道限定の新しい旅スタイル割、どうみん割、町独自のしほろ割といった宿泊補助事業を活用し、施設の総利用客数は前期比で8,250人増の9万4,461人、売上総額は前期比で829万増の1億2,296万円となりました。一方、販売費及び一般管理費は、利用客数増に伴い、仕入れ経費や重油単価、電気料金の高騰により、前期比で1,280万円増の2億3,043万円となりました。営業外収益は、国による雇用調整助成金のほか、事業復活支援金、道による宿泊事業者感染防止対策支援金など多岐にわたる補助金、助成金などの支援を受けながら従業員の雇用継続に努め、合計1億3,090万円、前期比399万円増となりました。これらの結果、前期より売上げは増したものの、新型コロナウイルス感染症を起因とした世界経済の混乱により、急激に原材料、原油価格などが高騰し、収益を圧迫したことにより税引き前当期損失は1,858万円となり、繰越損失を加えた利益剰余金の当期末残高はマイナス5,052万円となりました。

次に、3ページをお開きください。庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会等が開催されています。

次に、4ページの貸借対照表ですが、記載のとおり、左側の資産の部の合計、右側の負債、純資産の部の合計が1億2,042万7,396円となり、貸借が一致しています。

次に、5ページの損益計算書ですが、経常損益の部で売上高の計は1億2,296万5,010円で、内訳は記載のとおりです。これから売上原価の計2,480万1,974円を差し引いた売上総利益は9,816万3,036円となり、この金額から販売費、一般管理費の計2億3,043万3,336円を差し引き、営業利益はマイナス1億3,227万300円となります。これに営業

外収益の1億3,090万3,898円を加え、営業外費用49万1,313円を差し引き、経常利益はマイナス185万7,715円となり、ここから特別損失の4円並びに法人税、住民税及び事業税の8万円を差し引き、当期損失が193万7,719円となっております。なお、雑収入の内訳は下記に記載のとおりです。

次に、6ページの販売費及び一般管理費の内訳書は、それぞれ記載のとおりです。

次に、7ページの株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、繰越利益剰余金の当期首残高はマイナス311万5,133円、当期変動額は当期純利益マイナス193万7,719円、当期末残高はマイナス505万2,852円となり、株主資本計の当期末残高は494万7,148円となっております。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の状況は、記載のとおりです。

次に、10ページの第22期事業計画の1、事業方針ですが、今期においても感染症の影響や物価上昇によるコスト増大など観光業を取り巻く環境は先行き不透明ですが、7月からの繁忙期やどうみん割、G o

T o トラベルなど旅行需要喚起の恩恵を期待しつつ、閑散期の部分的な時間短縮営業を行い、雇用の確保を大前提にしながらも人件費の制御や経費削減につなげ、お客様の安全、安心に留意し、効率的で生産性を上げる事業展開を図ります。また、検討されている施設大規模改修の計画についても地域に長く愛される施設となるよう取り組みます。

2、収支計画は、第21期の実績を勘案しつつも、新型コロナウイルス感染症による影響から多少の回復も鑑みた計画として、第22期計画の売上高合計が1億7,300万円、売上原価が4,350万円、差引き売上総利益が1億2,950万円、販売費及び一般管理費の2億4,347万5,000円を差し引き、営業利益でマイナス1億1,397万5,000円、営業外収益を国や道、町からの支援も含め1億1,500万円を見込み、営業外費用65万円を差し引き、経常利益で37万5,000円を見込んでいます。

以上申し上げ、株式会社ベリオールの経営状況報告とさせていただきます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 以上で株式会社ベリオールの経営状況の報告についてを終わります。

8 日程第8、報告第3号「株式会社C h e e r Sの経営状況の報告について」の報告を行います。

朗読を省略し、報告の説明を求めます。産業振興課長。

藤内産業 産業振興課長、藤内よりご説明申し上げます。

振興課長

令和3年度株式会社C h e e r Sの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告します。

経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役の状況並びに株主の状況は、記載のとおりです。

次に、2ページの第4期事業報告ですが、総括的概要として、当期は2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の流行やロシア軍のウクライナ侵攻などにより世界規模で経済が混乱し、急激な原油、原材料価格の高騰や世界各国がロシアに制裁を加えていることから、ロシア関連の貿易取引が縮小、グローバルなインフレ圧力が増幅され、世界経済が停滞しました。こうした中、国内の中小企業、小規模事業者の業績は依然として感染症流行前の水準にまで回復しておらず、国や地方自治体による支援等により倒産は低水準にとどまっていますが、引き続き厳しい経営状況となりました。土幌町の基幹産業である農業も燃料や飼料及び輸送等の価格上昇の影響も見られ、今後農業収益の悪化が懸念され、十勝の全産業に大きく影響を及ぼすことが心配されています。これらの影響は、当社の事業活動を直撃し、農畜産物加工研修施設は5月16日から6月20日、8月30日から9月30日まで2度の閉館を余儀なくされ、研修利用者は極端に減少し、物産品販売事業においては飲食店や観光事業者の売上額が大きく落ち込んだ影響を受け、物販売上高も回復せず、極めて厳しい経営状況となりました。こうした難局において、町をはじめ関係機関と連携をしながら、万全な感染拡大防止対策を実施し、農畜産物加工研修施設の指定管理業務を行い、新商品開発、インターネット販売や新規取引先などの販路拡大に取り組み、また土幌高校と連携し、地域におけるフードバリューチェーンを活用した実践的な農業教育プロジェクトを国際協力機構のJ I C Aから新たに業務受託し、3年に及ぶキルギス農業カレッジとの共同事業をスタートしました。また、継続的に土幌町障がい者支援の会との商福連携事業、商工業にぎわい創出事業に取り組み、当期の売上高は1,337万円となりましたが、役職員が一丸となり、効率的な事業運営及び経費削減に取り組み、経常利益は59万9,000円、税引き後純利益は39万5,000円となり、この1年間に賜りましたご支援、ご協力に深く感謝を申し上げます。

以下、事項別の詳細を記載していますが、1の指定管理業務の実施について、本年度は土幌町農畜産物加工研修施設の指定管理業務の3年目となり、感染症拡大防止に伴い、国や道が発出した緊急事態宣言を踏まえた施設の閉館、その後も施設利用の制限など、万全の感染対策を行いながら16グループ、52人の研修利用者の受入れを行いました。

2の大地くんと学ぼう事業の実施は、町内の小学校児童、中学校生徒を農畜産物加工研修施設に受け入れ、物作り、食品加工を通じた食育学習の一助を担うもので、本年度は受入れ人数を制限し、万全な感

染防止対策の下、地元の食材を使い調理するなど、食に関する事業を2つの小学校、70人が参加して実施しました。

3ページから4ページは、それぞれ事業実績も含めた事項別の活動、会議について記載しています。

次に、5ページをお開きください。庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会等が開催されました。

次に、6ページの貸借対照表ですが、記載のとおり左側の資産の部の合計、右側の負債、純資産の部の合計が2,176万1,820円となり、貸借が一致しています。

次に、7ページの損益計算書ですが、売上高の計は1,337万758円となり、内訳は記載のとおりです。これから売上原価の計367万2,094円を差し引いた売上総利益は969万8,664円となり、この金額から販売費、一般管理費の計981万6,727円を差し引き、営業利益はマイナス11万8,063円となります。これに営業外収益の71万7,115円を加え、営業外費用がゼロ円のため、経常利益は59万9,052円となり、ここから法人税、住民税及び事業税の20万3,500円を差し引き、当期利益が39万5,552円となっています。なお、雑収入の内訳は下段に記載のとおりです。

次に、8ページの販売費及び一般管理費内訳書ですが、それぞれ記載のとおりで、合計で981万6,727円となっています。

次に、9ページをお開きください。株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、利益剰余金の当期首残高は281万7,709円、当期変動額は当期純利益の39万5,552円、当期末残高は321万3,261円、株主資本計の当期末残高は1,321万3,261円となっています。

次に、10ページの注記表、11ページの監査の状況については、記載のとおりです。

次に、12ページの第5期事業計画の1、指定管理業務の実施ですが、4年目となる本事業は、感染拡大の影響が続く中ではありますが、施設利用の制限や万全な感染防止対策を講じつつ、1つ目として何が作れるのかを分かりやすく明示させていただくなど、町民にとって身近で気軽に利用しやすい施設運営を心がけていきます。2つ目として、料金負担が多い印象、料金が分かりづらいといったご意見が寄せられていることから、安価で参加しやすい研修パッケージを構築するなど、分かりやすい利用料金の設定により、利用者数の向上を図ります。3つ目として、しほろキッチン利用ホームページで利用される方々に分かりやすい情報発信を行うとともに、ホームページ上での予約システムを活用し、施設利用の促進に努めます。この3点を軸として、より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう努めます。なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、感染防止に細心の注意を払いつつ、利用者の方々及び施設職員の安全を最優先に考慮した施設運営を進めてまいります。

このほかの具体的な事業実施概要については、2の大地くんと学ぼう事業の実施から4の特産品卸売・販売事業の実施まで各事業を中心に、町をはじめ関係機関のご支援をいただきながら事業を展開してまいります。

次に、13ページの5、収支予算につきましては、第4期の実績を考慮して第5期の売上高を受託業務、物販及び指定管理施設を合わせ2,299万円とし、売上原価を440万円、差引き売上総利益が1,859万円、販売費及び一般管理費の2,652万8,000円を差し引き、営業利益でマイナス793万8,000円、営業外収益を861万円と見込み、法人税等を差し引き、当期利益として37万2,000円を見込んでいます。

以上で株式会社ChererSの経営状況報告とさせていただきます。

なお、5月26日に株式会社ChererSの第4回定時株主総会及び取締役会議が開催され、任期満了による役員改選において代表取締役の加納昇氏が退任され、後任に加納三司氏が代表取締役に就任したことを申し添えます。

以上です。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 以上で株式会社ChererSの経営状況の報告についてを終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

秋間議長 それでは、休憩を解き会議を再開します。

9

日程第9、議案第1号「土幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 議案第1号 土幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について、宣言案の朗読をもって提案説明と併せて宣言に代えさせていただきます。

土幌町ゼロカーボンシティ宣言（案）。

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、人々の日常生活や産業活動、生態系に影響を与える深刻な問題となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが世界共通の長期目標に掲げられ、そのためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要とされています。

我が国では、2020年10月の内閣総理大臣所信表明において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（2050カーボンニュートラル）、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

さらに北海道では、国に先駆け、2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことが表明され、本道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林など吸収源の最大限の活用により、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととなりました。

本町ではこれまで、「士幌町環境基本条例」を制定し、環境基本計画や新エネルギービジョンに基づく取組みを進め、家畜ふん尿によるバイオガスプラントの整備促進や太陽光発電施設の設置など、再生可能エネルギーの積極的な導入にも取り組んでまいりました。

今後においても、環境行政の着実な推進を図りつつ、本町が目指す「輝く未来へ しほろ創生」を実現し、「真に豊かな農村しほろ」を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、地球温暖化対策のさらなる推進に向けた決意を示し、地域や事業者の皆様と一体となって連携・協働し、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「士幌町ゼロカーボンシティ」へ挑戦することをここに宣言いたします。

令和4年6月3日、士幌町長、高木康弘。

どうぞよろしく願いいたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10 [日程第10、議案第2号「士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 それでは、議案第2号 士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例案の制定について説明をいたします。

議案書は4ページ、説明資料は4ページから8ページでございます。議案書のほうで説明をさせていただきます。この条例を制定する理由でございますが、議案第1号で宣言をいたしました士幌町ゼロカーボンシティを目指すために、各関係機関と連携、協働し、取組を進めるため、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、士幌

	町ゼロカーボンシティ推進協議会を設置するものでございます。
	条例の要旨であります。第1条に設置、第2条の所掌事務では計画の策定や推進に関する協議を行います。第3条の組織では、委員10名以内とし、第4条の委員の任期では任期を3年とし、第5条で会長及び職務代行者、第6条で会議、次のページになりますが、5ページの第7条では協議会に対し助言、提言を行うアドバイザーを置くこととし、第8条でその他を定めております。
	附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するもので、第2項に報酬に関する条例の一部に本推進協議会の委員報酬を加え、別表備考第4号中の文言を追加、整理し、改めるものでございます。
	以上、議案第2号の説明とさせていただきます。
秋間議長 大西議員	これから質疑を行います。ありませんか。3番、大西議員。
	アドバイザーを置くことができるとあるが、専門的知見を有する者というのはどういう人を指しているのですか。
秋間議長 亀野副町長	副町長。 専門的な分野の者につきましては、再生可能エネルギーだとか、先進的にそれぞれ事例と先進の自治体の事例等も含めた取り組んでいる各大学の先生だとかも含んでおりますし、また企業の中では積極的にそういう再生可能エネルギーを活用した事業等もございまして、そういう事業者にも助言を受けていきたいなと考えてございます。
	以上でございます。
秋間議長 大西議員	3番、大西議員。 そうすると、アドバイザーには月額1万円、委員には月額6,000円ということだが、大学の先生は1万円でいいのか悪いのか分かりませんが、委員は普通のほかの委員と6,000円というのは公平性を保っているの、金額。
秋間議長 亀野副町長	副町長。 報酬につきましては、他の協議会等ございまして、それと同じ額でございます。
秋間議長	そのほかありませんか。
	(なし)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
	(なし)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
11・12 13	日程第11、議案第3号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第12、議案第4号「北海道市町村職員退職手当組合規約

の変更について」、日程第13、議案第5号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について」、以上3件を関連議案として一括議題といたします。

朗読を省略し、提案の理由を求めます。副町長。

亀野 副町長 議長のお許しがありましたので、議案第3号から第5号まで一括して提案理由についてご説明をいたします。

最初に、議案第3号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について説明をいたします。

これは、加入団体の追加に伴う関連箇所の規約改正でありまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。この組合は、市町村の非常勤職員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務を行う組合でございます。

説明資料の9ページをお開き願います。別表第1中の上川中部福祉事務組合が加わることで、管内の欄の振興局ごとの団体数を記載のとおり改めるものでございます。次の別表第2も同様に、ただいま説明をいたしました団体を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許可の日から施行するものであります。

次に、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について説明をいたします。

この議案も議案第3号と同様の理由により、議会の議決を求めるものであります。この組合は、市町村職員の退職手当の支給事務を共同処理する組合でございます。

説明資料の10ページをお開き願います。別表中の上川中部福祉事務組合の加入に伴い、追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

次に、議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてご説明をいたします。

この議案も議案第3号、第4号と同様の理由により、議会の議決を求めるものであります。この組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理する組合でございます。

別表第1中の上川中部福祉事務組合の加入に伴い、追加するものでございます。

附則でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第3号から第5号までの説明といたします。

秋間議長 これから一括して質疑を行います。ありませんか。

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、一括して討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		日程第14、議案第6号「辺地総合整備計画の策定について」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野	議案第6号 辺地総合整備計画の策定について説明をいたします。
	副 町 長	これは、上音更辺地に係る総合整備計画が令和3年度で終了したため、新たに新田、西上、中音更辺地として5か年計画を策定するものでございます。道路や農業などの公共的施設に必要な財源上の特別措置を受け、辺地とその他の地域との間における生活文化水準の格差是正を図ろうとするもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。 10ページを御覧願います。1の辺地概況については、記載のとおりでございます。 2の公共的施設の整備を必要とする事情は、道路は改良舗装、防雪対策について、農業、経営近代化施設では排水路、農道の整備を主な公共的施設の整備の事情とし、内容につきましては記載のとおりでございます。 事業費の総額は6億1,715万2,000円で、財源内訳は補助等の特定財源が3,785万1,000円、一般財源5億7,930万1,000円で、そのうち辺地債の予定額は4億500万円であります。 整備計画の期間であります、令和4年度から令和8年度までの5か年間であります。

1 5

秋間議長	以上、議案第6号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
	日程第15、議案第7号「辺地総合整備計画の策定について」 を議題 といたします。
亀 野 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第7号 辺地総合整備計画の策定について説明をいたします。 これは、下居辺地に係る総合整備計画につきまして新たに区域を 拡大し、上居辺、佐倉の一部と下居辺地を含め5か年計画を策定す るものであります。道路や農業、教育などの公共的施設に必要な財源 上の特別措置を受け、辺地とその他の地域との間における生活文化水 準の格差是正を図ろうとするもので、辺地に係る公共的施設の総合整 備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づいて 議会の議決を求めるものでございます。 12ページを御覧願います。1の辺地概況については、記載のとおり でございます。 2の公共的施設の整備を必要とする事情は、産業の振興として林道 の整備、道路では改良舗装、防雪対策について、農業、経営近代化施 設では農道の整備、教育文化施設ではスクールバスの更新についてを 主な公共的施設の整備の事情とし、内容につきましては記載のとおり でございます。 13ページを御覧願います。事業費の総額は2億4,902万円で、財源 内訳は補助等の特定財源が1億4,790万9,000円、一般財源1億111万1, 000円で、そのうち辺地債の予定額は1億100万円であります。 整備計画の期間であります。令和4年度から令和8年度までの5 か年間でございます。 以上、議案第7号の説明といたします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時39分)